

教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容について

1. 子ども・子育て支援法における位置づけ

第61条第2項 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、二 (省略)

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容



市の事業計画に必ず記載しなければならない。

2. 国の基本指針で規定される記載内容

- 認定こども園の普及に係る基本的考え方
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策

3. 市川市子ども・子育て支援事業計画の構成 (案)

I. 計画の策定にあたって

計画の位置づけ、目的等

II. 市川市の現状と課題

子育て支援の現状や課題、人口の将来推計等

III. 事業計画の体系について

基本理念・基本方針・基本目標・計画の体系

IV. 子ども・子育て支援の新たな取り組みについて

- 1 教育・保育提供区域について
- 2 幼児期の学校教育・保育 (量の見込み・確保方策)
- 3 地域子ども・子育て支援事業 (量の見込み・確保方策)
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- 5 任意記載事項部分 (今後内容を検討)

他の「施策の方向」「進行管理事業」と統一的に記載、進行管理

V. 実施計画について

基本目標ごとの進行管理事業

VI. 計画の推進について

IV. 子ども・子育て支援の新たな取り組みについて

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

■質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方

- ・すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成につながり、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。
- ・特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

■本市における現状

- ・これまで、市川市では、幼児教育は人間形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、「市川市幼児教育振興プログラム」に基づき、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。
- ・この中で、「幼・保・小の連携」の推進方策として、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の実施、幼小連携推進モデル園・校の指定および研究などを行い、相互理解を深めてきました。
- ・このほか、小・中学校の独自の取り組みとして、近隣の幼稚園や保育所との連携・交流が行われ、小・中学生による園児への絵本読み聞かせ・ボランティア体験など様々な取り組みが行われています。また、学校教諭の研修制度においては、幼稚園や保育所との異業種交流も行われています。さらに、平成21年からは「幼稚園及び保育園と小学校の引継ぎに関わるガイドライン」に基づき、幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな接続が図られるよう、引継ぎ体制を強化しているところです。

■課題

- ・ただ、現在の取り組みにおいては、合同研修会については公私立の幼稚園・保育所の全てに情報提供がなされていない場合もあること、幼保小の連携については、各校の独自の取り組みによる部分が大きく、それに対する支援が十分とはいえないこと、など課題もあります。
- ・子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨をふまえ、市川市のすべての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供と推進のための環境整備が必要です。

■具体的な推進方策

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ・現在、市川市内には認定こども園がなく、市民ニーズも幼稚園や保育所と比べ高くない状況です。
(※)
- ・しかし、認定こども園は、保護者の就労状況およびその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、普及促進が必要です。
- ・特に、待機児童対策の効果もあわせて期待できることから、幼稚園の認定こども園移行については、教育・保育提供区域ごとに各1ヵ所ずつ以上整備されるよう推進します。
- ・また、幼稚園設置者・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援していきます。

※市川市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる市民ニーズ調査結果（平成25年度実施）

もっとも利用したい教育・保育事業（対象：就学前児童のいる世帯）

- ・幼稚園（預かり保育もあわせた利用希望含む） 49.3%
- ・保育所 35.2%
- ・認定こども園 4.0%

②幼稚園教諭と保育士の合同研修

- ・市長部局・教育委員会がそれぞれ実施する研修会等について、公私立の認定こども園・幼稚園・保育所全てに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進します。

③教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携

- ・「市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、認定こども園・幼稚園・保育所と地域型保育事業者との契約等の締結を市独自に求め、両者の適切な連携を担保します。

④幼保小の連携

- ・小・中学校と、認定こども園・幼稚園・保育所との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境を整えます。

V. 実施計画について

基本目標 2 乳幼児期の教育・保育の充実

施策の方向 4 乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

■現状

- ・これまで、市川市では、幼児教育は人間形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、「市川市幼児教育振興プログラム」に基づき、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。
- ・ただ、現在の取り組みにおいては、合同研修会については公私立の幼稚園・保育所の全てに情報提供がなされていない場合もあること、幼保小の連携については、各校の独自の取り組みによる部分が大きく、それに対する支援が十分とはいえないこと、など課題もあります。
- ・子ども・子育て支援新制度においては、就学前児童の教育・保育の実施主体が市町村とされた趣旨をふまえ、市川市のすべての子どもの健やかな育ちのために、教育・保育の一体的提供と推進のための環境整備が必要です。

■施策の方向のポイント

- ・待機児童対策の効果もあわせて期待できることから、幼稚園の認定こども園移行について推進するとともに、幼稚園設置者・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援していきます。
- ・従来の幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼保小連携に関する取り組みのさらなる充実のため、情報提供の強化、支援体制の確保を図っていきます。

■進行管理事業

認定こども園整備事業（幼稚園からの移行）					
事業概要	幼稚園の認定こども園移行を推進していきます。				
数値	整備施設数				
目標	H27	H28	H29	H30	H31
	3 施設	0 施設	1 施設	0 施設	0 施設